

令和 7 年度
事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

社会福祉法人 横手福寿会
〒019-0703 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚100-1

< 目 次 >

1. 社会福祉法人横手福寿会 基本理念	1
2. 法人運営方針	2
3. 法人組織図	3
4. 介護老人保健施設 りんごの里 福寿園	
・ 各部門実施計画	4～11
・ 各種委員会活動方針	12～17
・ 給食・栄養に対する計画	18
・ 年間行事計画	19
・ 年間防災計画	20
・ 事業計画一覧表	21
5. グループホーム ひだまりの家	
・ 実施計画・各種委員会の活動方針	22～24
・ 年間行事計画	25
・ 年間防災計画	26
・ 事業計画一覧表	27
6. グループホーム ひなたの家	
・ 実施計画・各種委員会の活動方針	28～30
・ 年間行事計画	31
・ 年間防災計画	32
・ 事業計画一覧表	33
7. ショートステイ ラ・ボア・ラクテ	
・ 実施計画・各種委員会の活動方針	34～39
・ 給食・栄養に対する計画	40
・ 年間行事計画	41
・ 年間防災計画	42
・ 事業計画一覧表	43
8. りんごの里福寿園居宅介護支援センター	
・ 実施計画の活動方針	44
・ 事業計画一覧表	45
9. りんごの里くらしのサポートセンター	46

社会福祉法人 横手福寿会 基本理念

地域と共に歩み、地域の福祉を担います。

私たちは地域の社会福祉の担い手として、共に暮らしている隣人
たちと考え、創り、社会福祉活動を推進していきます。また社会
福祉法人としてのあるべき姿を追求し、地域に必要とされる法人
を目指します。

- ①当法人は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な法人運営に努めます。
- ②当法人は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、社会の期待に応えます。
- ③当法人は、広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与します。
- ④当法人は、職員の資質の向上を図るとともに勤務条件の改善に努めます。
- ⑤当法人は、相互の親睦・交流を深めるとともに、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め、社会の発展に応じた広い視野をもって経営にあたります。

令和7年度 社会福祉法人横手福寿会 運営方針

令和6年度は介護報酬改定に伴い、介護老人保健施設の「在宅強化型」維持、新たな加算への対応、介護職員処遇改善加算の適切な運用などを進めてきました。また、新型コロナウイルスが5類に移行したものの、実質的な対応は大きく変わらず、引き続き感染対策を徹底しながらサービスの提供を行ってきました。一方で、新卒介護職員の採用はゼロとなり、人材確保の厳しさが増す中、定年後の再雇用職員の協力を得ながら運営を継続しました。また、地域貢献活動として「高齢者くらしのサポートセンター」の取り組みも継続し、地域の高齢者支援に尽力しました。

令和7年度は、これまでの取り組みを継続・強化しつつ、新たな課題にも対応し、より安定した法人運営を目指すため、以下の運営方針を掲げます。

1. 介護サービスの充実と安定的な運営

(1) 各事業所の運営

- 体制の維持・充実
 - 適切な介護給付費の算定を行い、現体制を維持する。
- 感染症対策の継続
 - 新型コロナウイルスおよびインフルエンザ等の感染症に対し、引き続き徹底した予防策を講じる。
 - 利用者・職員の健康管理を強化し、感染発生時の迅速な対応と影響最小化を図る。
- ご利用者の満足度向上
 - スタッフ研修を充実させ、専門性を高める。
- 地域連携の強化
 - 地域包括支援センターや医療機関との連携を深め、総合的な支援体制を強化する。

2. 介護職員の人材確保と働きやすい環境づくり

(1) 人材採用と定着の強化

- 新卒採用の促進
 - 介護職の魅力を発信し、学生や未経験者向けの説明会や職場体験の機会を増やす。
- 再雇用・多様な人材活用
 - 定年後再雇用職員のさらなる活用を進める。
- 紹介会社への依存を抑えた求人活動の推進
 - 直接採用を強化し、地域の求職者やハローワーク、専門学校との連携を深める。
- 職場環境の改善
 - 介護負担を軽減するためのICT導入や業務効率化を推進する。

3. 地域貢献と高齢者支援の強化

(1) 「高齢者くらしのサポートセンター」の充実

- 地域の一人暮らし高齢者や老々世帯の支援活動を継続する。
- 必要な支援を把握し、小さくとも実施可能な取り組みを展開する。

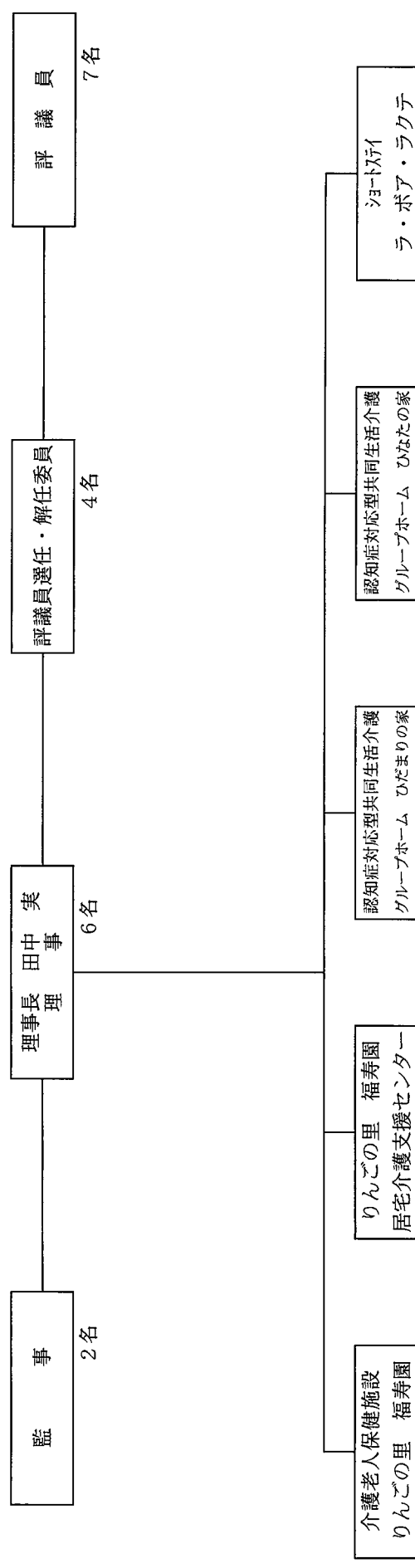
(2) 地域に開かれた法人運営

- 介護予防・健康増進の取り組みを推進し、地域全体の高齢者支援に貢献する。

令和7年度は、介護サービスの安定と質の向上、人材確保の推進、地域貢献活動の継続を基本方針とします。また、感染症対策は引き続き継続し、利用者・職員の安全を最優先に考えた運営を行います。法人全体の持続可能な経営を図りながら、地域と共に歩む施設として、利用者・職員ともに安心できる環境づくりを進めてまいります。

《 社会福祉法人 横手福寿会 組織図 》

令和 7年 4月 1日付



介護老人保健施設 りんごの里 福寿園

〈各部門実施計画〉

「看護課部門」

1. 利用者様の疾患や状態を把握し、個々に合わせた看護実践の強化
個々の状態把握と対応の統一化
看護職・介護職間での連携を深め、留意点を的確に伝えられる体制を構築する。
各フロアの特徴や利用者様の状態に応じた対応を統一し、安全な看護を提供する。
体調異常時の早期対応と緊急時の迅速な対応
体調変化時の医師への報告基準を明確にし、スタッフ間の判断基準を統一する。
医療機関との連携を強化し、緊急搬送時の対応フローを見直す。
急変時の対応訓練を定期的実施し、実践的な対応力を向上させる。
高齢者特有の疾患や感染症対策の知識向上
最新の感染症対策情報を職員へ周知し、施設全体での対策を徹底する。
認知症や終末期ケアについての学習機会を増やし、適切なケアを提供できるようにする。
2. 薬剤・医療用品・備品の適正管理とコスト削減
適正な在庫管理の徹底
医療用品や備品の管理をシステム化し、在庫過多・不足を防ぐ。
3. 感染対策の強化と安全管理の徹底
感染症対策の徹底
職員・利用者の健康管理を強化し、感染症の持ち込みを防ぐ。
手洗いや消毒の徹底を図り、職員一人ひとりが予防意識を持てる環境をつくる。
施設内での感染拡大を防ぐためのシミュレーション訓練を定期的実施する。
医療・介護事故防止のための取り組み
ヒヤリハット報告の活用を促進し、リスク管理を強化する。
転倒・誤薬などの事故を防ぐためのチェック体制を見直し、具体的な対策を講じる。
事故発生時の対応フローを明確化し、迅速な対応ができるようにする。

「介護課部門」

1. 利用者への適切な対応（接遇面）の向上
 - ①利用者様の尊厳を守り、心地よい対応を徹底する
言葉遣いや態度を見直し、利用者様に安心感を与えられる接遇を徹底する。

「傾聴」の意識を持ち、利用者様の思いを尊重した対応を心がける。

利用者様の目線に立ち、寄り添うケアを実践することで、信頼関係を深める。

②接遇向上のための研修・学習の実施

全職員を対象に、接遇マナー研修を定期的実施する。

介護技術だけでなく、「心のこもった対応」ができるよう、事例を交えた学習を行う。

他施設の事例も取り入れながら、より良い接遇のあり方について考える機会を設ける。

2. 職員の負担軽減と働きやすい環境づくり

①業務の効率化・分担の見直し

ICTの活用を検討し、記録業務や情報共有の負担を軽減する。

定期的な業務フローの見直しを行い、無駄な作業を削減する。

②職員のメンタルケアと定着率向上

定期的な職員面談を実施し、負担がかかりすぎている業務の洗い出しと改善を行う。

希望する職員には定期的なリフレッシュ休暇を推奨し、ワークライフバランスを整える。

各フロアの負担状況を分析し、人員配置の適正化を図る。

3. 感染対策の強化と安全管理の徹底

①感染予防の徹底

最新の感染症対策ガイドラインを基に、全職員への定期研修を実施する。

施設内での感染症持ち込みを防ぐため、来訪者や職員の健康管理を強化する。

予防対策（手洗い・消毒・換気）の実施状況を定期的にチェックし、改善点を洗い出す。

②施設内での感染拡大防止策の強化

感染症発生時の対応マニュアルを見直し、より迅速かつ的確な対応ができる体制を整える。

各フロアの清掃・消毒の頻度を見直し、感染リスクを最小限に抑える。

職員・利用者の体調変化を早期に察知し、速やかに対応できる仕組みを作る。

「リハビリ課部門」

1. 入所・短期入所

①個別リハビリテーションの実施

入所利用者様には週3回以上実施し能力向上・残存能力の維持を図る。

短期入所者様には要望に応じた回数を実施し自宅生活を続けられるよう支援する。

短期集中リハビリテーション加算を算定し、早期の在宅復帰を目指す。

各専門職の特性を活かし、利用者様を多角的にとらえ方針・プログラムを決定する。

②生活リハビリテーションを立案

利用者様の残存能力を活かした援助により自尊心を支え、自信に繋げる。

新規利用者様には早期の能力を評価し、介護職員へ申し送る。

利用者様の状態変化に素早く対応できるよう、介護課と連携を図る。

③集団リハビリテーション（クラブ活動）の企画・運営

利用者様の自主性・自信・意欲に繋がられるよう、ニーズや残存能力に合った活動を提供する。

安全、感染予防対策に配慮した活動を提供する。

④食事支援

嚥下機能、認知機能の評価に基づき、個々にあった食形態、介助方法を提案する。

看護、介護、口腔衛生課と連携し、安全に口から食べることを続けられるよう支援する。

⑤環境調整

自宅と施設の環境の差を少なくし、生活動作が維持されるように努める。

心身機能に合ったベッド周辺環境の整備、歩行補助具の選定を行う。

安全な食事摂取、褥瘡・拘縮予防のためにポジショニングを提案する。

2. 通所リハビリテーション

①リハビリテーションマネジメントの実施

明確な目標設定のもと心身機能に偏らずバランス良くアプローチする。

自己トレーニングの指導や場の提供により自ら健康になろうとする気持ちを支援する。

要支援区分の利用者様に対し、3月に1回のリハビリテーション会議を継続する。

要介護の区分の利用者様に対し、リハビリテーションマネジメント加算の算定を狙いリハビリ会議実施のための環境調整を行う。

②短期集中個別リハビリテーション加算の算定を増やせるよう、通所相談員、ケアマネジャーと連携を図る

3. ショートステイ ラ・ボア・ラクテでのリハビリ業務（週2回訪問）

①必要な方への個別リハビリテーションの実施

在宅復帰、介護老人保健施設入所目的施設内 ADL 自立が見込める利用者に対し実施する。

利用者様の心身機能、動作能力を評価し状態変化に早く対応できるよう努める。

②自己管理可能な方への自己トレーニングメニューの提供と実施状況の確認

「担当スタッフに抵抗してもらいリハビリ」から「利用者様自身が自分の為に行うリハビリ」に移行していけるよう支援する。

③集団活動の定期的な提供

利用者様の状態に合わせ、集団の規模を選定する。

身体を動かすことへの負担感を取り除く。

運動習慣を定着させ、不活発な生活を予防する。

4. 職場環境の整備

- ①各部門（入所・通所）の業務を互いに理解し、積極的に協力・意見を出し合える環境を作る。
- ②体調不良による長期休業を防ぐため、体調に変化を感じた時に相談しやすい・気づきやすい雰囲気作りに努め、早めに対処する。
- ③感染症の発生防止に努め、発生時には蔓延防止とサービス提供を両立できる体制を作る。
- ④研修に参加し、知識・技能の伝達を行うことで職員個々のレベルアップを図る。
- ⑤後進育成のため実習生を受け入れ、臨床参加型実習を行う。対象職員全員の実習資格取得を目指す。

「介護計画課部門」

1. 在宅強化型の維持及び在宅復帰支援の継続

- ・安定的に加算算定できる取り組み。在宅復帰・在宅療養支援機能に対する10項目評価で指標点数の加点を目指す。
- ・入退所前訪問指導の確実な実施と、介護度4.5入所利用者の割合増、痰吸引、経管栄養実施者の増加により指標点数の加点を目指す。
- ・月々の状況（退所状況、在宅復帰者数）に応じた臨機応変な対応。季節に応じて、入所、短期利用者の割合調整を行い、ベッド回転率、在宅復帰率のいずれかで安定的な指標指数が獲得できるようにしていく。
- ・中間施設として自宅生活を想定した支援の提案や他入居施設の紹介など、ご本人、ご家族が安心感を得られる支援を行う。
- ・訪問指導による在宅状況の確認を行い、施設入所中の効果的なサービス実施に繋げる。また、多職種による定期カンファレンスにより支援の方向性を情報共有し、利用者個々の目標達成に向けた支援を継続できるようにしていく。
- ・各関係機関（居宅介護支援事業所、サービス事業所、主治医など）との連携を図り、期間入所終了後にスムーズに次サービスが提供できるように支援していく。

2. 稼働率の維持

- ①年間で入所平算88～91%、短期入所6～8%で合算平算97%以上の稼働を目標とする。
 - ・申し込みから面談の連絡調整、書類作成依頼等を速やかに行う。居宅支援事業者、SW、退院支援専従看護師との情報共有を密にし、空床期間の減少に努めていく。
- ②地域性（農業繁忙期）や季節に合わせた短期入所療養介護ベッド数の調整。
 - ・リハビリや介護疲れによるレスパイト目的、医療頻度の高い方など幅広いニーズに対応できるように調整していく。緊急利用や延長など臨機応変に対応できるようにしていき、入所利用者の急な退所に伴う、稼働低下を最小限に防げるようにしたい。

3. 多職種との連携

業務及びタブレット端末、電子記録も活用し多職種間での情報収集・共有に努める。

4. 支援相談員としてのスキル向上

介護支援専門員法定研修に加え、地域開催、職域を越えた幅広い外部研修に参加し、自己研鑽に努める。

5. ケアマネジメント業務

ご利用者及びご家族のニーズを適切に捉え、ご利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援する。

6. 相談援助

ご利用者、ご家族のみならず、各関係機関等からの総合相談に迅速丁寧に対応する。

「通所リハビリテーション部門」

1. 利用者様の自立を目指し、生きがいのある生き活きとした生活を送れるよう支援する。

- ①生活の中で、能力を活かして過ごして頂けるようリハビリ課との連携を密にして支援していく。
- ②他施設にない特色を出し、個々の目標や希望に合わせて対応する。
- ③余暇活動等を充実させる。(工芸・ゲーム・運動・学習・脳トレ・カラオケなど)
- ④利用者自らが自発的に活動を行えるように職員が仲介する。
- ⑤自己選択・自己決定を尊重したケアの実施。

2. 利用者様並びにご家族の満足と達成感を得られる、質の高いサービスを提供する。

- ①知識・技術・接遇等の外部研修への積極的な参加、課内学習会の定期開催などにより、職員教育の強化を図る。
- ②サービス業に従事しているという認識を徹底し、プロとしての役割を理解する。
- ③職員の質、介護サービスの質、施設の質を向上する様、自己研鑽に努める。
- ④利用者様のプライバシーを守る。
- ⑤利用者様の人権を尊重し、かつ親近感の持てる礼儀正しさをもって接する。
- ③ 利用者様の希望や考えを代弁し家族や関係事業所等へ適切に発信する。

3. 安全・安心に利用していただける環境作りに努める

- ①安全を第一とした丁寧な送迎を心掛け、車両事故等起きないように努める。
- ②施設内での安全管理を徹底し、転倒事故等の防止に努める。
- ③利用者様、ご家族様への報告・連絡の徹底。

- ④基本的な感染対策を徹底し、感染症の持ち込みを防止する。
- ⑤職員間の連携、協力を密にして、利用者様と共に楽しく過ごしやすい雰囲気作りを実現する。

4. 働きやすい環境を整備する事による職員の離職防止と有能な人材育成に取り組む。

- ①業務の見直しによって職員の事務作業負担を軽減する。
- ②新人職員へのオリエンテーションに対する適切なフィードバックの実施。
- ③知識・技術 接遇等の外部研修会への積極的な参加、課内学習会の定期開催などにより、職員教育の強化を図る。
- ④定期的な個人面談実施。
- ⑤業務や接遇などの評価を定期的に行い職員同士注意し合える環境作りに努める。

「口腔衛生課部門」

1. 入所サービス

- ①口腔衛生管理加算の実施
- ②口腔連携強化加算（希望者）
- ③口腔維持加算の実施（他部署との連携を図る）
- ④口腔ケア用品の管理
- ⑤口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。

2. 通所リハビリテーション

- ①口腔機能向上加算の実施
- ②利用者様への口腔衛生指導を実施する。
- ③口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。
- ④新規利用者様へのアセスメントを実施し、口腔内の状態把握と職員、ケアマネージャーへの情報提供をする。

3. グループホーム ひだまりの家・ひなたの家

- ①口腔衛生管理体制加算の実施（月1回訪問）
- ②口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。

4. ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

- ①月2回訪問
- ②利用者様への口腔衛生指導を実施する。
- ③口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。
- ④口腔連携強化加算への助言、必要時に対応する。

5. 関係医療機関との連携を図る

- ①歯科往診の準備と対応
- ②状態異常時等の適切な連絡を密にする。

6. その他

- ①歯科衛生士のスキルアップのため各種研修会への参加

「施設管理部門」

年間を通じて施設利用者の方々に安心かつ安全に過ごして頂ける様な環境作りを支える。

1. 施設経費の状況を把握する。

- ①水道の毎日の使用量計測と、1ヶ月の集計を実施する。
- ②水道、各種電気、燃料の使用量及び金額の前年対比とその分析を継続する。

2. 車輛関係

- ①効率よりも安全を基本とし、人身・物損事故のゼロを目指す。
- ②定期的な点検を行い、大きな故障等が起きないように管理していく。
- ③施設車輛の更新時期、夏・冬タイヤ等について長期的に考えて運用していく。

3. 設備の保守・作成

- ①コストに見合った物品の修理及び製作物の選定と実施を継続する。
- ②効率的かつ経済的な空調管理をする。

4. 環境整備関係

- ①施設内外の清掃に努め、消毒等感染予防に努める。
- ②芝生と植栽樹の維持管理を継続する。

5. その他

- ①水道、電気等各種工事の際は、最低でもインフラ面では利用者様に不便をお掛けしない様に作業を進める。

「事務管理課部門」

1. 職場の環境づくり

- ①各課・各事業所とのコミュニケーションを円滑に図り、働きやすい環境をつくる。
- ②職員満足と顧客満足の追求を同時並行して取り組み、業務の効果性と効率性を追求し全職員のモチベーションを高める為の環境づくりを心掛ける。
- ③出来る範囲での各現場をフォローする姿勢を心掛ける。

2. 事務業務の共有化と標準化を図る。

- ①課内全職員が業務内容を共有し、標準化を図る。
- ②介護保険法、会計基準など各種制度・法律等の理解を深める。
- ③常に新しい情報に目を向け、社会情勢等必要な知識を得る。
- ④数字を扱う業務であるため、ミスのないようチェック体制を確立していく。
- ⑤新型コロナウイルス対策用備品や各種消耗品等は在庫状況を管理し、在庫切れや過剰な購入を防ぐ。

3. 積極的な広報活動及び人材確保など

- ①各種学校訪問へ行くなど人材確保に向けた活動を実施する。
- ②秋田県介護サービス事業所認証評価の認定取得に向けた取り組みを進める。

〈各種委員会活動方針〉

「行事委員会」

1. 利用者様一人ひとりが参加しやすい行事の企画・運営
身体的・認知的状況に応じた行事のバリエーションを増やし、誰もが楽しめる機会を提供する。 少人数で楽しめる行事も取り入れ、個別対応を充実させる。
2. 利用者様の意向を取り入れた行事企画
定期的に利用者様の声を聞き、希望や関心を反映した行事を実施する。
行事後の振り返りを行い、次回の改善に活かす。
3. 安全管理の徹底と柔軟な対応
感染症対策を継続しつつ、安全に楽しめる行事を考案する。
急な変更にも対応できるよう、複数の実施プランを用意する。

「給食改善検討委員会」

1. 利用者様の満足度向上を目指した食事提供の充実
昔ながらの味や旬の食材を活かしたメニューを強化し、食の楽しさを提供する。
行事食や郷土料理の導入を増やし、食を通じて季節感や文化を感じられる工夫を行う。
多職種連携を強化し、個別対応をより充実させる
2. 各専門職が利用者様の状態変化を把握し、適切な食事形態・食器の選定を行う。
栄養ケアマネジメントとの連携をさらに深め、より細やかな栄養管理を実施する。
利用者様の意向をより反映した食事改善の推進
3. 嗜好調査を定期的に実施し、利用者様の希望を献立に反映する仕組みを強化する。
利用者様からのフィードバックを集め、継続的な改善を図る。

「家庭介護者教室運営委員会」

1. 在宅介護者の負担軽減と情報提供の充実
家庭介護者教室の内容をより実践的なものにし、すぐに活用できる知識や技術を提供する。
介護者の精神的負担を軽減するための支援策を検討し、交流の場をより充実させる。
2. 家庭介護者教室の開催方法の柔軟化
オンラインや動画配信を活用し、参加しやすい形での開催を検討する。
参加者の希望に応じたテーマ設定を行い、多くの方が関心を持てる内容を提供する。
3. お便りの発行をより充実させ、情報発信力を強化
介護に関する最新情報や役立つコラムを盛り込み、より実用的な内容とする。
地域の介護支援機関とも連携し、より広範囲へ情報を届けられるようにする。

「環境・サービス向上委員会」

1. 施設環境の美化・快適性の向上

施設全体の衛生・清潔維持を強化し、快適な空間を提供する。

消臭剤の交換頻度や種類を見直し、より効果的な消臭対策を実施する。

各部署に重点清掃エリアを設定し、計画的に清掃活動を行う。

職員下駄箱清掃に加え、共用スペースの整理整頓を定期的 to 実施する。

2. 利用者様が安心して過ごせる介護環境の整備

利用者様の視点に立った環境づくりを推進する。

ご家族や利用者様からのフィードバックを積極的に取り入れ、施設内の環境改善を図る。

居室・共有スペースのレイアウトや備品の配置を見直し、安全で快適な空間づくりを行う。

3. 職員の接遇マナー向上とサービス品質の強化

職員一人ひとりがサービス向上を意識し、より良い介護環境を提供できるよう支援する。

接遇マナー向上のため、実践型の研修を実施（難しい場合はオンライン研修や資料配布）。

職員向けアンケートを定期的 to 実施し、職場環境の改善に努める。

「褥瘡対策委員会」

1. 褥瘡予防の強化と継続的なケアの実施

リスク評価の精度を高め、より早い段階での予防策を講じる。

褥瘡計画書の精度向上を図り、定期的な見直しと改善を行う。

利用者様一人ひとりの状態に応じたリスク評価を定期的 to 実施し、予防ケアを強化する。

2. 福祉用具の適正な活用と定期的な管理

褥瘡予防に適した福祉用具の活用を推進し、効果的なケアを実施する。

体圧分散マットやクッションの使用状況を定期的 to 確認し、必要に応じて適切な用具を選定・交換する。

3. 職員のスキル向上とケアの標準化

適切な体位変換・ポジショニングの実践を徹底し、褥瘡発生を防ぐ。

体位変換・ポジショニング技術の習得を目的とした実技研修を定期的 to 実施する。

介護職員間でケアの統一を図り、標準化された褥瘡予防ケアを実施する。

4. 情報共有とチーム連携の強化

多職種連携を深め、褥瘡予防に関する情報共有を充実させる。

定期的な委員会開催を継続し、現場の課題や改善点を共有する場を設ける。

学習会やテキストを活用し、最新の褥瘡ケアに関する知識を全職員に浸透させる。

「感染対策委員会」

1. 感染症予防対策の強化と継続的な改善

施設内での感染リスクを最小限に抑え、利用者様と職員の安全を確保する。

委員会の定期開催を継続し、感染対策の実施状況を振り返り、必要な改善策を講じる。

季節ごとの感染リスク（インフルエンザ、新型コロナ、感染性胃腸炎など）に応じた対策を強化し、迅速に情報を共有する。

2. 職員の感染対策スキル向上と意識の強化

感染対策の知識を継続的に学び、適切な対応を徹底する。

定期的な学習会（年2回）を継続し、より実践的な内容を取り入れる。

3. 感染発生時の対応マニュアルの充実と実践

感染症発生時の対応を迅速かつ的確に行うための準備を強化する。

定期的に感染症対応マニュアルを見直し、最新の知見を反映した内容に更新する。

訓練を取り入れ、職員が実際の対応をイメージしやすくする。

4. 備品管理の適正化と効率的な運用

感染対策に必要な備品を適切に管理し、常に十分な備えを確保する。

マスク、手指消毒液、防護具などの備品管理を徹底し、適切なタイミングで補充・交換を行う。

5. 各フロアに感染対策備品の配置を最適化し、スムーズな対応を可能にする。

「高齢者虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会」

1. 身体拘束ゼロへの継続的な取り組みと職員意識の向上

施設全体で身体拘束ゼロを目指し、利用者様の尊厳を守るケアを推進する。

緊急時の身体拘束に関するカンファレンスを継続し、代替手段の検討を強化する。

2. 不適切なケアの早期発見と改善の促進

虐待につながるリスクを減らし、職員一人ひとりが利用者様の立場で考えられる環境をつくる。

全職員を対象にした意識調査を継続し、結果を基に研修や学習会を実施する。

3. 身体拘束廃止に向けた代替策の導入と実践

身体拘束を防ぐための具体的な代替策を実践し、職員が適切なケアを提供できるよう支援する。

福祉用具や環境整備を通じて、拘束に頼らない安全なケアの実現を目指す。

身体拘束に使用している用具の点検・更新を継続し、拘束廃止に向けたステップを進める。

4. 情報共有と職員教育の強化

虐待防止と身体拘束ゼロに向けた取り組みを全職員に浸透させる。

事例検討を行い、不適切ケアの具体例を共有しながら意識改革を進める。

虐待防止のための学習会を開催し、全職員が適切な対応を実践できるようにする。

「事故発生防止委員会」

1. 介護・医療事故の防止とリスク管理の強化

事故の未然防止に向けた仕組みを強化し、安全で安心できる施設環境を整える。

定期的な会議（月 1 回）を継続し、事故・ヒヤリハット事例の共有と再発防止策の検討評価を行う。

必要に応じて臨時会議を開催し、迅速な対応を実施する。

ショートステイ・通所利用者に対するリスクカンファレンスを強化し、事故発生リスクの共有を徹底する。

2. 事故防止のための職員教育の充実

職員の危険予測能力を向上させ、安全なケアを実践できるよう支援する。

事故防止に関する研修を定期的 to 実施し、実践的な演習を取り入れる（年 2 回以上）。

新人研修の一環として、事故発生リスクに関する研修を組み込み、早期から安全意識を定着させる。

他施設の事例を活用し、実践的な学びを深める。

3. 施設環境と機器の安全管理の徹底

安全な住環境を整備し、事故リスクを低減する。

介護機器の定期点検を実施し、安全性を確保する。

新規利用者のリスクアセスメントを強化し、入所後の短期間でリスク見直し・周知を徹底する。

ヒヤリハット報告の重要性を職員に周知し、記入を促す。

4. 紛争対応チームの組織化と迅速対応の強化

トラブル発生時の適切な対応を行い、利用者・ご家族の信頼を確保する。

紛争発生時の対応を迅速化し、状況把握・情報収集・対応方法の決定を円滑に行う。

家族対応の強化を図り、早期解決に向けた話し合いの場を設ける。

「安全衛生委員会」

1. 労働災害防止に向けた職員の知識向上と安全対策の強化

職員の安全意識を高め、労働災害のリスクを最小限に抑える。

労働災害防止に関する学習会・講習会の開催（年 2 回以上）。

他施設の労働災害事例を共有し、実践的な対策を学ぶ機会を提供する。

各課での労働災害防止の取り組みを強化し、具体的な対策を実施する。

2. 腰痛予防対策の充実と実践強化

職員の負担軽減を図り、腰痛予防の実践を徹底する。

資料配布や学習会を継続し、腰痛予防に関する知識の定着を図る。

実技を交えた講習を実施し、持ち上げ動作や介助姿勢の改善を促す。

3. メンタルヘルスケアの推進と職員サポートの強化

メンタルヘルス対策を充実させ、職員が安心して働ける環境を整備する。

メンタルヘルスに関する資料配布・セミナーへの参加促進を継続する。
ストレスチェックやアンケートを活用し、職員の心理的負担を把握する。
必要に応じて個別相談の機会を設け、職員が気軽に相談できる環境を整える。

4. 安全衛生環境の点検と改善

施設内の安全管理を徹底し、労働災害の発生を防ぐ。
各部署の安全衛生状況の確認を定期的に実施し、改善点を明確にする。

「防災委員会」

1. 非常災害時の対応力向上と実践的な訓練の実施

非常災害発生時の迅速な対応を確実にするため、職員の知識と技術を向上させる。
年2回の安否確認メール訓練の実施を継続し、対応速度や課題の改善を図る。
避難訓練の実施を徹底し、新規採用者向けの防災研修も強化する。
実際の災害を想定したシナリオ型訓練を導入し、実践的な対応力を向上させる。

2. 防災設備・物資管理の徹底と改善

定期点検を強化し、非常時に確実に機能する環境を整える。
非常用物品（食料・水・毛布・発電機等）の点検・補充を計画的に実施する。
消防設備の定期的な点検と使用手順の周知を徹底し、新規設備の導入を検討する。
避難経路の定期確認と動線の見直しを行い、安全な避難環境を確保する。

3. 防災意識の向上と職員の知識強化

学習会や情報提供を通じて、全職員の防災知識を向上させる。
学習会を年2回以上実施し、災害発生時の対応スキルを習得する機会を提供する。
防災に関する掲示物や情報提供を充実させ、職員の意識向上を図る。
他施設の防災対策事例を共有し、より効果的な防災対策を検討する。

4. 業務継続計画（BCP）の実践強化

災害時の業務継続を確保するため、BCPに基づいた具体的な訓練を実施する。
BCPに沿った災害訓練を実施し、緊急時の役割分担を明確化する。
電力・通信の途絶を想定した対応訓練を実施し、実効性を検証する。
地域の防災機関との連携を強化し、協力体制を構築する。

「経口摂取委員会」

1. 摂食嚥下障害のある入所者への経口支援の充実

入所者一人ひとりの状態に応じた適切な経口摂取支援を提供し、食事摂取を促進する。

2. 経口摂取に関するリスク共有の強化

定期的に多職種（医師、看護師、栄養士、リハビリスタッフ等）でのカンファレンスを実施し、各入所者の摂食嚥下リスクや支援内容を共有する。
支援内容について、定期的に見直し、最適な支援方法の改定を行う。

3. 経口摂取支援の個別化

各入所者の認知機能や嚥下機能に基づいた個別支援計画を作成し、食事の取り込みや安全な摂取方法の選定を行う。

食事の形態や食器の工夫を行い、摂取をサポートするための多角的なアプローチを強化する。

4. 摂食支援内容の決定と再検討

支援内容の柔軟な見直しと改善

定期的に支援内容を再検討し、入所者の状態に変化があれば、すぐに対応できる体制を整える。

定期的なモニタリングと評価の実施

摂食後の反応や問題点を評価し、必要に応じて支援内容を再調整する。

支援後のフィードバックを基に、より効果的な支援方法を検討し、他職種と連携して実践的な対策を講じる。

5. 職員の教育と連携強化

全職員の摂食嚥下障害に対する理解を深める

定期的な研修や学習会を開催し基本的な知識を全職員に周知する。

「排泄改善委員会」

1. 排泄機能向上のための支援強化

入居者様の排泄機能向上に向けた支援を一層強化し、現場での実践を支援する。

毎月の排泄状況報告の徹底

各委員から排泄状況や問題点の報告を受け、改善策を即座に現場にフィードバック。

報告内容をもとに改善案を提案し、現場での対策を強化する。

2. 在宅復帰者への排泄支援強化

在宅復帰者に向けて、排泄支援を個別に調整し、家族や本人の意向に応じた支援を提供する。

在宅復帰者の排泄状況を定期的に委員会で確認し、家族・本人の希望に沿った支援策を立案。

現場への迅速な情報共有を行い、実際の支援に落とし込む。

3. 排泄用品の適切な選定とコスト管理

個々の入居者に合った排泄用品の選定と使用を統一し、効率的に管理を行う。

排泄用品の選定と使用状況の見直し行う。

4. 職員の排泄介助スキル向上

排泄介助のスキル向上を図るため、実践的な学習会を開催し、介助の質を向上させる。

実践に基づく学習会の実施

排泄介助に関する学習会を定期的に実施し、職員の技術向上を目指す。

給食・栄養に対する計画

- ※ 栄養指導・・・随時行なう。
- ※ 給食委員会・・・月1回
- ※ 嗜好調査・・・年1回
- ※ 残食調査・・・毎食行ない記録し、献立に反映させていく。

行事食

- 5月・・・端午の節句
- 7月・・・七夕 土用の丑の日
- 8月・・・お盆 納涼祭
- 9月・・・敬老の日 秋分の日
- 10月・・・十五夜
- 11月・・・芋の子汁
- 12月・・・クリスマス 餅つき 年越し
- 1月・・・正月おせち料理 七草粥 鏡開き
- 2月・・・節分 バレンタインデー きりたんぼ鍋
- 3月・・・桃の節句 春分の日

- ※ 誕生者には当日の昼食時に誕生日御膳を提供する。
- ※ セレクト食は行事食に合わせて計画し、実施する。
- ※ 通所：昼食バイキング・おやつバイキングは交互に毎月実施する。
(状況に応じて変更あり)
- ※ 2F：おやつバイキング・茶話会は交互に毎月実施する。
- ※ 寿司の提供は年1回を予定。

＜介護老人保健施設 りんごの里 福寿園＞

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4 月	観 桜 会	10月	紅葉見学
5 月	芝桜見学（外食行事）	11月	行事委員劇披露
6 月	あやめ見学	12月	もちつき大会
7 月	慰 問	1 月	新 年 会
8 月	納 涼 祭	2 月	節 分 行 事
9 月	外食・買い物	3 月	歌 合 戦（各フロア職員にて）

年間防災計画

月	内 容
4 月	防災自主点検 月 1 回
5 月	防災自主点検 月 1 回
6 月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（日中訓練） 防災訓練（BCPに基づく）
7 月	防災自主点検 月 1 回 防災訓練（BCPに基づく）
8 月	防災自主点検 月 1 回
9 月	防災自主点検 月 1 回 メンテナンス（消防用設備保守点検）外観機能
10月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（夜間想定訓練）
11月	防災自主点検 月 1 回
12月	防災自主点検 月 1 回
1 月	防災自主点検 月 1 回
2 月	防災自主点検 月 1 回
3 月	防災自主点検 月 1 回 メンテナンス（消防用設備保守点検）総合外観機能

介護老人保健施設 りんごの里 福 寿 園 「 令和7年度 研修計画表 」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
研 修 名	外 部 研 修		福祉保健施設・事業者等職員新任研修	認知症介護実践者研修 研修担当職員研修 作業療法士学会 理学療法士学会	指導者研修 介護従事者キャリアアップ研修	福祉保健施設・事業者等職員中堅研修	秋田県介護老人保健施設職場交流会 認知症介護実践者研修 福祉保健施設・事業者等職員中堅研修
	内 部 研 修	各課での学習会	介護記録の正しい書き方セミナー 感染対策について 事故発生防止について	各課での学習会	高齢者虐待防止について 身体拘束廃止について	各課での学習会	非常災害時の対応について プライバシー保護の取り組みについて 職業倫理及び布令順守について 介護事業者の接遇について
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
研 修 名	外 部 研 修		全国介護老人保健施設大会 ターミナルケア研修会			社会福祉施設等人材確保セミナー	遊びりテーション研修 介護従事者講座
	内 部 研 修	各課での学習会	感染対策について 褥瘡予防について	各課での学習会	サービス向上について 事故発生防止について	各課での学習会	高齢者虐待防止について 身体拘束廃止について

※施設外研修については、オンラインでの研修をメインに受講出来るようにします。

令和 7 年度グループホームひだまりの家

＜実施計画＞

1. ひだまりの家の理念に基づき、常に利用者様の立場に立ち生活の質を確保しながらより良いサービス提供ができるように支援していきます。
 - ①理念に立ち返る機会を持ち、職員がその理解を深められるように努めます。
 - ②入居者様、ご家族様の満足度調査を実施しニーズの把握に努めます。
 - ③周辺の感染状況に留意しながら地域との交流や関わりが持てるように努めます。
 - ④業務継続計画（BCP）を職員 1 人 1 人が理解し実践できるよう実地訓練を行い、災害発生時に円滑に対応できるよう努めます。
2. サービスの質の評価と管理を行いケアの質の向上を図ります。
 - ①自己評価を実施し、自らのケアを振り返る機会を持ちます。
 - ②他己評価を実施し、他者からの視点で自らのケアを振り返る機会を持ちます。
 - ③個別面談にて目標の設定と評価をし、サービスの向上につなげます。
 - ④定期的に会議を開催し共通認識をもって関わりを持てるようにします。
3. 働く場として、職員教育やストレス管理を行い、バランスのとれた職場環境を目指します。
 - ①業務負担の分散や柔軟な就業時間を検討するなど職員の心身に配慮した職場環境を整えます。
 - ②内外の研修に参加し、知識・技術の向上を図り自己研鑽に努めます。
 - ③認知症実践者研修、認知症実践リーダー研修などに職員を派遣し、そこで学んだことを現場に反映します。
 - ④定期的に学習会などを開催し職員が成長できる環境を整えます。

＜各種委員会の活動方針＞

「食事・厚生委員会」

1. 食事作り
 - ①入居者様が食事作りに関われるよう職員が積極的に声掛けを行う。
 - ②旬の食材を使用することによって季節を感じていただく。
 - ③塩分や糖分については医療機関や本人、ご家族とよく相談しながら配慮していく。
 - ④入居者様と食材の買物に一緒に出掛ける機会をもっていく。
2. 外食の機会を設け気分転換を図る
 - ①感染状況に留意しながら外食の機会を持ち気分転換が図れるように支援していく。
3. 食事作りの際に以下の事に注意して行う
 - ①調理前の手洗いを実施し、手指の清潔を保ちます。
 - ②肉や魚を使用する際は手袋と専用のまな板を使用し、しっかり加熱する。
 - ③まな板や包丁等の調理器具の消毒を徹底します。

④ 火を通さずに口にする食材を扱う際は手袋を使用します。

4. 行事を通じて入居者様・職員の交流を図る

「企画・広報・介護機器検討委員会」

1. ご家族様や地域の方などに参加していただける行事を企画し、交流の機会を作ります。
2. 地域の行事へ積極的に参加します。
3. 個別のニーズに添えるよう、ご家族、職員間の情報交換、連携を図ります。
4. 「ひだまり通信」の発行がスムーズに行えるよう居室担当へ依頼、声掛けを行う。
5. 介護機器の定期的な点検を行い、安全に利用できるようにする。

「環境美化委員会」

1. 入居者様と共に日々の清掃を実施し環境整備に努めます。
2. 就業・生活環境を確認し、修繕が必要な場所を特定し必要に応じて提言します。

「業務改善・生産性向上委員会」

1. 業務内容を確認し、改善が必要な個所を提案しながら、効率的に業務が行えるようにしていく。
2. 職場内研修計画を整備し研修を開催していきます。

「感染対策委員会」

1. 地域の感染症の流行状況を確認し感染対策に努める。
 - ①うがい、手洗い等の基本的な感染予防対策が図れるように職員に周知していく。
 - ②学習会を通して発生時の対応のシミュレーションの実施や対応方法の確認、感染症に対する理解を深めていく。
 - ③近隣地域にて特定の感染症が流行している場合は外部からの業者の入室や面会を制限させていただくなど、予防対応を行う。
 - ④外出時はマスクを着用し、人込みの多い所への外出は控える。
 - ⑤職員は体調管理に努め、体調不良時は勤務を変更するなど施設に病気を持ち込まないよう対策する。

「計画作成担当委員会」

1. 課題とケアを見極め、個々を尊重したより個別性のあるケアプランを作成します。
2. より充実した生活を送れるように、長期的および短期的な目標を設定します。
3. 入居者様本位の計画がされるよう、ケアプランの修正および改善を行なっていきます。
4. 施設職員だけでなく、家族や多くの社会資源を活用したケアプランを作成します。
5. ご家族と職員が捉えている入居者様像が限りなく同じものになるよう、積極的に連携し情報を共有していきます。

「高齢者虐待防止委員会」

1. 委員会を定期的開催し虐待発生防止について啓蒙施策を検討実施してきます。
2. 学習会を開催し虐待についての理解を深め、その発生防止に努めます。
3. 虐待についてのアンケートを実施し、その結果を全員で共有し適切な対応が取れているのかを確認する機会を設けます。
4. 不適切なケアチェックを実施し自らや全体のケアの振り返りを実施し気づきの場面を設けます。

「事故発生防止委員会」

1. 学習会で危険予知トレーニングも行い、職員側からの危険と入居者様側からの行動の意味を職員同士で話し合う機会を作る。
2. 事故発生時はカンファレンスを実施し原因とその対応策を検討する。また対応策の実施状況や改善点などを再検討する機会を設けていく。
3. 職員全てが入居者様個々の能力やリスクを共通認識として理解できるように働きかけていく。
4. 入居者様個々のリスクを鑑みた優先順位を都度確認し共有していく。
5. 「ヒヤリハット」を活用できるように全職員が記録しやすいようにする。また、対応策を記入する欄ももうけ事故防止に繋げる。

「身体拘束廃止適正化委員会」

1. 定期的に委員会を開催し、身体拘束適正化が図れるように職員へ啓蒙していく。
2. 学習会を通じ、身体拘束の実態の把握や身体拘束がもたらす多くの弊害等を確認し、問題意識の共有を図ります。
3. 入居者様の尊厳と主体性を尊重し、職員全体が身体拘束廃止に向けた意識を持つことで、不適切なケアの廃止に努めます。
4. 不適切なケアチェックを実施し自らや全体のケアの振り返りを実施し気づきの場面を設けます。

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4 月	観 桜 会	10月	芋 煮 会
5 月		11月	紅葉見学
6 月	バーベキュー	12月	クリスマス会 餅つき
7 月	あやめ見学 七夕見学	1 月	正月行事
8 月	夏祭り参加	2 月	節分行事 冬祭り見学
9 月	敬 老 会 さんま焼き	3 月	ひな祭り行事

令和 7 年度 年間防災計画

月	内 容
4 月	防災自主点検 月 1 回
5 月	防災自主点検 月 1 回
6 月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（日中想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検）外観機能
7 月	防災自主点検 月 1 回
8 月	防災自主点検 月 1 回
9 月	防災自主点検 月 1 回
10月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（夜間想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検）総合外観機能
11月	防災自主点検 月 1 回
12月	防災自主点検 月 1 回
1 月	防災自主点検 月 1 回
2 月	防災自主点検 月 1 回
3 月	防災自主点検 月 1 回

研修・避難訓練・行事予定一覧表

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修名・場所	認知症対応型サービス事業管理者研修 秋田市					認知症対応型サービス事業管理者研修 秋田市
運営推進会議	事業所内		運営推進会議	事業所内	運営推進会議	事業所内
避難訓練（夜間想定） 〔消防署協力〕						
卒業会	紅葉見学	クリスマス会 餅つき	正月行事 新年会	節分行事 冬祭り見学	ひな祭り行事	

グループホーム ひなたの家

＜実施計画＞

1. ひなたの家の理念に基づく介護の実践
 - ①ひなたの家の理念の共有、浸透を図る。
 - ②理念を具体化し、日頃のケアに反映できるよう努める。
2. 職員個々の知識、技術、資質の向上を目指す。
 - ②個人の年間目標を設定、自己評価を行い個々のレベルアップを目指す。
 - ③内外の研修に参加し、自己研鑽に努める。
3. 入居者様本位の介護の実践に努める。
 - ①意向に沿ったサービスを提供し個々に応じた丁寧な対応に努める。
 - ②入居者様が安心して過ごせるよう、不適切ケアのチェックを行い対応の改善に取り組む。
 - ③一人ひとりの意向や希望を把握し、その実現につなげる。
 - ④地域の感染状況に応じた外出支援を行う。

令和7年度「グループホームひなたの家」

各種委員会の活動方針

「事故発生防止委員会」

1. 事故やひやりはつとを常に防止できるように働きかけを行っていく。
 - ①毎月ひやりはつと及び事故件数の集計を行う。毎月の会議にてその結果と今後の対応について話し合いを行い、事故の予防につなげる。
 - ②ひやりはつと一覧表を毎日確認する。小さなことでもひやりはつとを記録してもらい、当日中に対応策を検討、実施を行う。
2. 事故の再発防止に努める。
 - ①前月に発生した事故、ひやりはつとの対応策が行われているか会議で再確認を必ず行う。
 - ②入居者様全員の事故を予測したり、過去の対応策の確認も行い、事故予防の呼びかけを行う。

「食事委員会」

1. 食事形態、水分摂取状況の変化の把握を行う。
 - ①食事形態は入居者様の状態に応じた食事提供を柔軟に行う。
 - ②水分が不足する方には、その方の好みを把握し、その他見た目や食感など摂取量が増えるような工夫を行う。
2. 楽しく、安心、安全な食事提供を行う。
 - ①入居者様のできる力を活かした食事作りを行う。入居者様と一緒に楽しみながら食事作り、食事提供を行う。
 - ②季節を感じられるような献立、食材選びを行う。
 - ③食事形態に限らず、食欲が増すような盛り付けを行う。
 - ④安心してゆっくり食事ができる環境作りを行う。

「行事委員会」

1. 行事内容の企画、開催、まとめをスムーズに行う。
 - ①実施内容をファイルにまとめ、申し送りが確実にできるようにする。
 - ②担当者へ担当行事について会議にて早めに周知する。
 - ③行事内容の周知を早めに行い、買い出し日時や片付けの計画の周知を徹底する。
 - ④室内の活動、食事行事の充実を図る。
 - ⑤外出緩和へ向けて、外出・外食行事の充実を図る。

「計画作成委員会」

1. 入居者様一人一人に合ったきめ細かいプランを作成し、入居者様の QOL の向上を図る。
 - ①入居者様、ご家族の要望を反映させたケアプランを作成する。
 - ②入居者様一人一人についてより多くの情報を収集し、適切な支援方法について十分な検討を行い、地域資源の活用を含め、きめ細かいプランの作成に努める。
 - ③プランの内容の浸透を図り、確実に実行できるよう働きかける。
 - ④状態変化時は、状態に合わせて随時プランの見直しを行う。

「広報委員会」

1. 広報紙「ひなたぼっこ」を作成し、認知症とひなたの家の活動について理解を深めてもらえるような内容を地域、関係各所、ご家族に発信していく。
 - ①年三回の発行を継続する。
 - ②おもて面は認知症に関する情報、うら面はひなたの家の活動状況の内容とし一般の方にも分かりやすい文面で発信する。

「感染対策委員会」

1. 感染防止の正しい知識を学習し、予防対策について周知徹底し、感染防止に努めていく。
 - ①勉強会を開催し、感染症についての知識及び予防、発生した場合の対応等を学ぶ機会を

作る。

2. 感染対策の環境整備を行う。

- ①ケア前後の手洗い、消毒
- ②ケア時の手袋の正しい着用
- ③トイレ使用后、ハンドソープでの手洗いを入居者様に必ず行っていただく。
- ④調理前の手洗い、台所各所の消毒
- ⑤手すり消毒の励行
- ⑥適宜、換気を行う。

3. 病原体を持ち込まない

- ①勤務前の手洗い、消毒をしっかりと行う。
- ②マスクの正しい着用を行い、ウイルスを周囲に広げないようにする。

「環境美化委員会」

1. 環境を整えて居心地よく安全に過ごしていただけるよう努める。

- ①居室清掃及びその他の清掃について
 - ・リネン交換時は入居者様の ADL に合わせて、職員と一緒にってもらう。
(入居者様が出来る作業を一覧にする)
 - ・居室内は各担当職員が整理整頓に努めるよう連絡ノートを活用し呼びかけを行う。
- ②コンセント清掃(6月・11月)、大掃除(8月・12月)にチェックシートを用いて各箇所と担当者を決め行う。

2. 植物に触れる機会を設け入居者様の笑顔を増やす。

- ①5月上旬頃に野菜と花の苗を入居者様と一緒に植え、喜びを共有する。
- ②生育の観察や収穫を楽しむ機会を作る。

3. 季節感を感じてもらえるような雰囲気づくりに努める。

- ①余暇活動時に季節に応じた壁画の作成、書道、ちぎり絵等を取り入れ、作品を廊下や室内に展示し達成感や喜びを共有する。

「身体拘束廃止委員会」

1. 身体拘束廃止について理解を深め、身体拘束をしない介護を実践する。

2. 身体拘束及び入居者様の行動を制限しない介護を行う。

- ①勉強会を開催し「身体拘束廃止」について学ぶ機会を作り、その内容を周知する。
- ②入居者様の思いをくみ取り、意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応に努める。

3. 身体拘束が発生しないよう努める。

- ①委員会を3ヶ月に一回以上開催し、その内容を周知する。
 - ・身体拘束につながる対応がないか、尊厳のあるケアが行われているか日常的ケアを点検する。

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4 月	観 桜 会	10月	芋 煮 会
5 月		11月	紅葉、菊まつり見学
6 月	バーベキュー	12月	クリスマス会 餅つき
7 月	あやめ見学	1 月	新年会
8 月	夏祭り参加 お盆行事	2 月	節分行事
9 月	敬 老 会	3 月	ひな祭り行事

令和7年度 年間防災計画

月	内 容
4月	防災自主点検 月1回
5月	防災自主点検 月1回
6月	防災自主点検 月1回 避難訓練（日中想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検） 外観機能
7月	防災自主点検 月1回
8月	防災自主点検 月1回
9月	防災自主点検 月1回
10月	防災自主点検 月1回 避難訓練（夜間想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検） 総合外観機能
11月	防災自主点検 月1回
12月	防災自主点検 月1回
1月	防災自主点検 月1回
2月	防災自主点検 月1回
3月	防災自主点検 月1回

グループホーム ひなたの家

「 令和7年度 年間事業計画表 」

研修・避難訓練・行事予定一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
研修名・場所		認知症介護実践者研修 秋田市				
その他	運営推進会議 ひなたの家		運営推進会議 ひなたの家		運営推進会議 ひなたの家	
避難訓練			避難訓練（屋間想定） 〔消防署協力〕			
年間行事予定	花見ドライブ	花見ドライブ	バーベキュー	あやめ見物 七夕行事	納涼祭	敬老会

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修名・場所	認知症介護サービス事業所管理者研修 秋田市					
その他	運営推進会議 ひなたの家		運営推進会議 ひなたの家		運営推進会議 ひなたの家	
避難訓練	避難訓練（夜間想定） 〔消防署協力〕					
年間行事予定	芋煮会	紅葉見物	クリスマス会 忘年会	新年会	節分行事	ひな祭り行事

ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

< 実施計画 >

1. 地域包括ケアシステム構築に向けショートステイ機能の役割を果たす。
 - ①介護保険制度の趣旨に沿って、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様の心身の機能維持・向上並びにご家族様の身体的及び精神的負担軽減を推進する。
 - ②各関係機関との連携・情報交換をおこない、地域が求めるニーズを把握しながら共に解決できるよう、地域に開けた施設を構築する。
 - ③中重度の要介護者・認知症高齢者の方々が、住み慣れた地域や自宅で自分らしい生活を最期まで続けられるようにサービス提供をする。
 - ④継続して新型コロナウイルス等の感染症に留意しながら、利用者様・ご家族様が安心して利用できるようサービスを提供する。
2. 人材育成を行いながら職員が定着・キャリアアップできる職場づくりをする。
 - ①職員一人一人が明確なビジョン・目標を持ちながら成長できる職場にする。
 - ②常に自己研鑽を図り、習得した知識や能力を現場で実践できるようにする。
 - ③技能チェックリスト等を実施しながら人材育成・キャリアアップできるシステムを構築する。
 - ④職員一人一人が能力を発揮できる職場作りをする事で効果的なサービス提供を推進する。
 - ⑤やりがいやモチベーションを維持できる職場環境を構築し、職員の離職防止を推進する。
3. 利用者様一人一人がその人らしく過ごせる場を提供する。
 - ①利用者様やご家族様が求めるニーズを的確に把握し、尊厳が守られた生活が送れるようにする。
 - ②利用者様の生活状況・心身状況を把握し、的確に介入することで統一した支援が提供できるよう他職種が共同参画する。
 - ③リハビリテーション、レクリエーション活動、個別ケアを強化し、利用者様が自分らしく生活出来るよう支援することで生きがいを見いだせるようにする。
 - ④建物設備、空調等を清潔・利便性・安全性の視点から保守・点検に努め、快適な生活環境を提供する。
4. 施設全体でコスト意識を高く持ち経費削減を推進する取り組みを実施する。
 - ①取引業者の精査を行い計画的な変動費の管理を行う。また、既存の業務委託契約等に伴う固定費を含め施設全体の支出を削減する。
 - ②経費の発生時には品質・機能・サービス内容等、コストパフォーマンスを十分考える。

同時に経費削減に伴うモラルダウンに十分配慮し検討・実施する。

③電気・ガス・水道の使用量管理を徹底し、使用量削減に向けた取り組みを啓発することで水道光熱費を削減する。

④職員一人一人のコスト意識を高め、経営の安定化を図るため、年1回の研修会を実施する。

5. 防災意識の向上と防災対策の充実化を推進する。

①防災用品の定期的な点検と管理を行い、有事の際には迅速で安全な対応ができるようにする。

②地域の消防署の協力を得ながら年2回の防災訓練を実施する。また緊急連絡網の整備を適宜行い、防災訓練と同時期に緊急連絡の訓練を実施する。

③マニュアルの見直しを適時行い、災害発生時に取るべき行動指針を整備し、職員一人一人に周知する。

<各種委員会の活動方針>

「事故発生防止委員会」

1. 介護・医療事故の未然防止と、個々のリスクマネジメントから状態にあった質の高い介護・医療体制の確立

①月1回の会議及び委員長の判断による臨時会の開催

・各月の事故及びヒヤリ・ハットの収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施・防止策実施後の定期的な評価

・事故発生防止のための備品(センサー等)の動作確認・必要数の把握と確保

②年2回「事故発生防止の為の研修」の実施

・新規採用者には、その都度「事故発生防止の為の研修」を実施

・緊急時発生への対応を周知する(応急処置・対応手順)

③外部研修(オンライン研修など)への参加

・事故発生後の対応やリスクマネジメント等の研修へ参加

・外部研修参加後は施設内での伝達講習を実施する

2. 必要に応じて紛争対応チームを発足する

①管理者の命を受け調査・審議し、対応策を検討すると共に実際の紛争対応を行う。

紛争対応チームの調査・審議の結果、紛争対応結果については管理者に報告する。

「身体拘束廃止委員会」

1. 施設において、身体拘束の廃止に向けて取り組む。
 - ①不適切なケアによる身体拘束を未然に防止する。
 - ・物理的な因子だけでなく、心理的な因子にも留意し、不適切なケアの排除をする。
(例：スピーチロック、フィジカルロック、ドラッグロック)
 - ・不適切な言動に留意し、適切なケアに努める。
 - ②緊急時、やむを得なく身体拘束を行う場合は、1～2週間の定期カンファレンスを開催し、身体拘束の解除に向け、積極的な取り組みを行う。
 - ・ご利用者の安全の確保と尊厳を保持し、身体拘束ゼロの介護を目指す。
 - ③施設内外の研修を通して、身体拘束廃止の理解を深め、知識の習得を図る。
 - ・年2回「身体拘束廃止の為の研修」を実施する。
 - ・新規採用者にはその都度「身体拘束廃止の為の研修」を実施し、施設において不必要な身体拘束を廃止する。
 - ・外部研修(オンライン研修を含む)への参加・施設内伝達講習を実施。

「高齢者虐待防止委員会」

1. 施設内外において高齢者虐待の防止に取り組む。
 - ①施設内においての不適切なケアによる虐待行為を防止する。
 - ・身体的虐待・心理的虐待につながる行為を理解し、早期発見と予防に努める。
 - ・職員のストレスの把握と緩和に努める。
 - ②虐待発見時の対応を迅速に実施する。
 - ・施設内での職員や家族による虐待の早期発見
 - ・送迎時や自宅訪問時の家族などによる虐待の早期発見
 - ③施設内外の研修を通して、職員の知識の習得・虐待についての理解を深める。
 - ・年2回「高齢者虐待防止の研修」を実施
 - ・外部研修(オンライン研修を含む)への参加・施設内伝達講習の実施

「感染対策委員会」

1. 施設内で発生しやすい感染症について理解し、感染症発生の防止、感染症の拡大防止に努める。
 - ①月1回委員会を開催（必要時は臨時会議開催）。
 - ・各フロアの感染予防対策の現状を報告し、フロア毎の対策を検討していく。
 - ・施設内で感染症が発生した際の対応を把握し、職員全体に周知徹底する。

- ・感染の予防行動について啓発を行い、職員へ感染に対する意識付けを行い感染防止対策に努める。
- ②感染症が発生した場合、速やかに感染症対策を実行し、感染拡大防止に努める。
 - ・クラスター終息後振り返りを行い、再発予防に努める。
- ③感染症の対応マニュアルを見直し、施設内の状況に合わせ随時改定を行う。
- ④年1回感染症対策についての勉強会を実施し情報を共有する。
 - ・勉強会の内容については、勉強会後の職員のアンケート等を活用し職員の学びたい内容を把握するとともに、次回の勉強会の内容を検討する。
 - ・情報の周知を目指し、経験の少ない職員が優先的に勉強会へ参加できるようにする。

「褥瘡対策委員会」

1. 個々のADLと全身状態を把握し、正しいポジショニングを行うことで、褥瘡予防に努める。
 - ①月1回委員会を開催。
 - ・利用者のADLを情報共有し、より効果的なケアを実施する。
 - ・ベットマットが適切か評価し検討する。
 - ②個別的なケアを提供するとともに、結果を評価し褥瘡を予防する。
2. 褥瘡がある新規利用者様や現在治療中の利用者様に対しては、悪化を予防し改善に努める。
 - ①ADLや排泄状況など個別的なケアを委員会で共有し、対策を考えケアを実践する。
 - ②結果を評価し分析する。

「行事委員会」

1. 感染状況に応じて検討しつつ、施設内外で季節を楽しむ事の出来る行事や、日常生活の中で心も体も健康に保つことの出来る行事を行う。そして施設での生活を楽しみ、時には非日常を味わえるような余暇活動を充実させる。その中で、利用者様同士や職員との関係性作りにも繋げていく。
 - ①利用者様とご家族様が交流できるような行事を行うのは厳しい状況であるので、写真等で利用者様が行事を楽しんでいる様子を少しでもご家族様に伝えられるよう工夫していく。
 - ②安全と体調に配慮し、利用者様の状態や希望に合わせた行事を企画し実施する。
 - ③感染状況によって、地域の慰問活動をしている方々に依頼し利用者様の楽しみに繋げていく。

- ④実施した行事を評価し、改善点など明確にする。クオリティーを上げ、楽しんで頂ける内容を考えて行く。
- ⑤コロナ禍である為に予定していた行事が行えない可能性があるが、直ちに中止と決定するのではなく代替案を検討し感染対策のもと行えるものがあれば実施していく。

「広報委員会」

1. 広報誌やホームページなどを通して施設の情報発信を行い、利用者様のご家族様をはじめ地域の方や外部の多くの方々に施設内での様子や施設の行事等を知っていただくことを目的とし活動する。
 - ①行事の様子のポスターを各フロアと正面玄関へ貼り出し、感染対策の為なかなかお会いできないご家族様や関係者の方に、施設内での活動や様子を知っていただく。
 - ②実施済みの行事を掲載した広報誌を3ヶ月に1回のペースで発行し、利用されている方だけでなく、これから利用を考えている方々にも、施設内の様子を知り興味を持っていただくことと、短期利用者の方がまた利用したいと思っていただけるような内容の情報発信を行う。
 - ③ホームページ上に行事や取り組みなどを掲載することにより、幅広い範囲の方へ向けて施設の情報発信を行い興味・関心を持っていただく。

「給食改善検討委員会」

1. 日頃の食事や行事食を充実させ、利用者様に季節感を感じていただき、食を通して日常に楽しみや刺激を与えられるよう取り組んでいく。また、各職員で連携し、普段の食事の様子、利用者様からの声をもとに話し合いを行い、食環境の整備・より良い食事の提供に努めていく。
 - ①利用者様の嗜好や栄養に配慮し、改善が必要なこと、新たな取り組みについて話し合い、委託業者と共有し協力しながら安心安全で利用者様の声を反映した食事の提供を目指していく。
 - ②新規利用者様の摂食状況の観察、長期利用者様の状態変化による食事形態の見直し、個人対応の実施を他職種と連携して行い、食環境の整備に努めていく。
 - ③コロナ禍で利用者様が外出できない状態にあるため、利用者様の日々の刺激となるような行事食、レクリエーションに取り組んでいく。
※レクリエーションについては、感染状況を鑑みてやり方や進め方を各職員と相談

し決める。

- ④誤配膳・食器の汚れ・配膳時間の遅れについて、栄養士と委託業者で協力し合い、ダブルチェックを徹底しミスを防ぐよう努めていく。
- 2. 検食や職員食(利用者様と同じ)を食べ、改善が必要なメニュー(味)又は食材について話し合い、利用者様が食べやすい食事・味を目指す。
 - ①改善が必要なメニュー(味)は調整をする。食材に関しては委託業者と話し合い変更していただく。
 - ②検食の所見を確認し、今後の調理に活かす。

「家庭介護者教室運営委員会」

- 1. 超高齢化社会の中で、在宅介護は避けられない大きな問題となっている。家族であるがゆえの我慢や無理が生じ、悩みやトラブルで生活がままならない事が増えていくのではないかと懸念される。その中で、家庭での介護に役立つような情報を発信して行くよう努める。
 - ①自宅での介護における不安・悩みを共有すると共に、日常生活に必要な介護知識や技術の情報を提供していく。コロナウイルス等の感染状況により、主介護者の悩みや負担軽減に役立てる教室の開催やリーフレットの作成を年間 1～2 回行っていく。
 - ②教室実施後は、アンケートを取り集計結果及びテーマの内容を評価し、不安なく家庭介護ができるよう質の向上に努めることで、施設の地域貢献の役割を果たす。
 - ③現在のラボアラクテを知ってもらうため、施設紹介のポスターの更新を行う。

「安全衛生管理委員会」

- 1. 在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程をもとに、職場の安全衛生水準を見直し、管理基準を反映するとともに安全衛生管理計画書を作成し改善活動に取り組む。
 - ①福祉用具等の機器点検を定期的に行い、労働災害を防止する。
 - ②メンタルヘルスケアについての理解を深め、ストレスチェック等の手法を用いながらラインケアとセルフケアの両面から精神的なケアを行うことができるようにする。
 - ③労働安全衛生法に注視し、広く情報を発信していくとともにマニュアルを整備する。

<ショートステイ ラ・ボア・ラクテ>

令和7年度 給食・栄養に対する計画

※栄養に関するアドバイス・・・随時行う。

※給食委員会・・・月1回 第4月曜日

※嗜好調査・・・アンケート式調査は年2回の実施。日頃の生活の中で出た声を情報共有していく。

※残食調査・・・食事チェック表や、食事風景を参考に調べる。検食の所見の確認。
委託業者に残食を量ってもらう(3食)。

行事食(新型コロナウイルスの状況をみて実施)

4月・・・花見行事

5月・・・お茶会、端午の節句、母の日行事

6月・・・ラ・ボア・ラクテ開設記念行事、父の日行事

7月・・・七夕、夏祭り、土用の丑の日

8月・・・お盆、スイカ割り

9月・・・敬老の日、十五夜

10月・・・十三夜、バーベキュー、ハロウィン

11月・・・運動会

12月・・・握り寿司、クリスマス、餅つき、年越しそば、冬至

1月・・・正月おせち弁当、七草粥、鏡開き

2月・・・節分、バレンタイン行事

3月・・・ひな祭り、ホワイトデー行事

※四季の行事食を充実させ、丼ものや、麺、パンも献立に取り入れていく。
マンネリ化しないよう、委託業者と相談しながら新メニューも考えていく。

※行事を反映させたおやつを提供やレクリエーションの実施にも取り組んでいく。

※フロアごとにボア喫茶を実施し、利用者様に楽しんで頂く。

※お食事だよりを毎月発行し、ご家族様や利用者様に施設での食事を発信していく。
季節の旬の食材を使用していることを伝える。

※寿司行事 年1回 (コンパスグループ・ジャパン(株)様と話し合いながら)
刺身 年1回

＜ショートステイ ラ・ボア・ラクテ＞

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4 月	桜レクリエーション 外出行事(花見)	1 0 月	ハロウィン
5 月	お茶会 外出行事(動物園)	1 1 月	外出行事(紅葉) 運動会
6 月	開設記念行事	1 2 月	冬レクリエーション クリスマス会
7 月	夏祭り 竿燈慰問	1 月	新年会
8 月	花火	2 月	節分行事 バレンタインデー
9 月	敬老会	3 月	ひな祭り ホワイトデー

<ショートステイ ラ・ボア・ラクテ>

年間防災計画

月	内 容
4 月	防災自主点検 月 1 回 委託業者による総合点検
5 月	防災自主点検 月 1 回
6 月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（夜間想定訓練）
7 月	防災自主点検 月 1 回 防災訓練（BCP 計画に基づく）
8 月	防災自主点検 月 1 回
9 月	防災自主点検 月 1 回
10 月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（日中想定訓練）
11 月	防災自主点検 月 1 回 委託業者による機器点検
12 月	防災自主点検 月 1 回
1 月	防災自主点検 月 1 回
2 月	防災自主点検 月 1 回
3 月	防災自主点検 月 1 回

「令和7年度年間事業計画表」

研修・避難訓練・行事予定一覧表

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
新人職員研修	内部研修	食中毒発生予防・ 対策研修	内部研修	キャリアアップ対応 生涯研修課程 (チームリーダー コース)	秋田市	キャリアアップ対応 生涯研修課程(中 堅職員コース)	秋田市	キャリアアップ対応 生涯研修課程(初 任者コース)	秋田市	福祉保健施設・事 業者等事務職員研 修	秋田市
施設の年度方針に ついて	内部研修			調理技術研修	秋田市	キャリアアップ対応 生涯研修課程(管 理職員コース)	秋田市	施設給食担当職員 研修	秋田市	虐待・ハラスメン ト防止研修	秋田市
						介護従事者講座 「介護記録の理解 と実践」	秋田市	クレーム対応研修	秋田市	救急救命研修	内部研修
						高齢者虐待防止・ 身体拘束廃止研修	内部研修	コスト意識研修	内部研修		
				避難訓練(夜間想定) (消防署協力)							
桜レクリエーション 外出行事(花見)	お来会 外出行事(動物園)			開設記念行事		夏祭り 竿燈慰問		花火		敬老会	

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
研修担当職員研修	秋田市	福祉保健施設・事業者等看護職員研修	秋田市	認知症介護基礎研修	秋田市	事故発生等緊急時対応研修	内部研修	個人情報保護・倫理・法令遵守研修	内部研修	ターミナルケア研修	内部研修
メンタルヘルス研修	秋田市			身体拘束廃止研修	内部研修						
事故発生予防・再発予防研修	内部研修	施設等相談援助職員研修	秋田市								
		0JTリーダー研修	秋田市								
		感染症予防対策研修	内部研修								
避難訓練（日中想定）											
ハロウィン		外出行事（紅葉）運動会		冬レクリエーションクリスマス会		新年会		節分行事 バレンタインデー		ひな祭り ホワイトデー	

りんごの里福寿園居宅介護支援センター

< 実施計画 >

1. スキルアップのために積極的に行動して個々の強みを生かし高め合うチームを目指す。
 - ① 情報通信技術を活用して定常業務の効率化を行い、訪問やサービス事業との連携に充てる時間を多く持つ事でサービスの質の向上を目指す。
 - ② ご利用者ご家族がセルフマネジメント能力を意識して日常生活を送れるような助言を行う。
 - ③ 再度、生産性向上について意識し、少人数でも対応可能な業務体制を構築する。

令和7年度年間事業計画

りんごの里福寿園居宅介護支援センター

4月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.新年度 個人目標設定	10月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:ヤングケアラー支援等研修[2名] 3.研修会の開催
5月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:介護支援専門員研修	11月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:主任介護支援専門員更新研修
6月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.利用者満足度調査の実施 3.研修講師の受託	12月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.検診:職員健康診断 3.研修:介護支援専門員研修
7月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修講師の受託	1月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.介護情報サービスの公表準備
8月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修講師の受託	2月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催)
9月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.新年度 個人目標設定達成状況確認	3月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催)

りんごの里くらしのサポートセンター

1. 「住まい・生活支援事業」（主に安否確認）を継続して行います。また「法人で行う地域支援活動」についても継続して活動をしていきます。

「住まい・生活支援事業」

①見守り・安否確認について

- ・生活支援の一つとして、安否確認事業を継続していきます。
- ・関係機関と連携しながら、利用登録者を増やしていきたい。

②住まいについて

- ・横手市居住支援協議会と連携しながら、問合せに都度適宜対応していく。

「地域支援活動」

住民主体による活動の「つどいの和 りんりん」への送迎や諸準備など後方支援を継続して行います。また、「りんりん」以外での地元地域での活動の幅を広げていきたい。

【主な活動内容】

- ①専門講座等の実施
- ②法人資源の活用（法人の車両等）
- ③「つどいの和りんりん」の送迎補助
- ④ボランティア活動（地域のクリーンアップ活動など）

地域の実情に合わせた活動をしていく。一人暮らしの方が可能な限り住み慣れた自宅で過ごせるようどんな困りごとがあるのか、何があれば生活を継続できるのかを把握する。